

桑名市教育委員会訓令第1号

局中一般

桑名市教育委員会事務局職員の時差出勤勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月12日

桑名市教育委員会教育長 近藤 久郎

桑名市教育委員会事務局職員の時差出勤勤務に関する規程の一部を改正する訓令

桑名市教育委員会事務局職員の時差出勤勤務に関する規程（平成30年桑名市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「非常勤職員、臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。